

令和
6年度

中山間地域等直接支払制度の 実施状況を公表します

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防止するとともに水源かん養機能や洪水防止機能といった多面的な機能を確保する観点から、平地地域とは違った農業生産条件を直接的に補正することを狙いとして交付金により支援する制度です。

平成12年度に創設された本制度では各集落の参加者の創意工夫によって地域の活性化や生産環境の向上に効果を上げてきました。



総会の様子

令和2年度から第5期対策がスタートし、令和3年度からは古閑集落が活動を開始しました。

第5期対策では、体制整備加算（10割単価）を受けるために、持続的な地域づくりに向けた話し合いを行い、現状を把握するための地図を活用して、協定内の農地一筆毎の将来像をまとめた「集落戦略」を作成することとなっています。

集落戦略の作成をとおして、地域の農地や現状の課題などを整理できたため、これをきっかけに更に話し合いを加速させ、将来に亘る集落の農業生産活動等の継続が期待されます。

令和6年度交付金の交付状況

令和6年度に町内で交付金を交付した集落は下記の3集落で、交付額は約498万円となっています。

また、交付金の負担割合は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっています。

交付金の配分割合については左の表のとおりとなっていますが、共同活動の交付金の使途については、主に研修費や役員報酬となっています。

集落名	交付対象面積(m ²)	交付金(円)	交付金配分の割合(%)		集落マスタープランで定めた主な取組内容 (将来像を実現するための目標と活動計画より)
			共同	個人	
天神	192,187	1,537,496		100	・担い手への農作業の委託 ・農業生産活動継続の体制整備
柳生川	134,890	1,079,840	10	90	・担い手への農作業の委託 ・農業生産活動継続の体制整備
古閑	295,557	2,364,456		100	・法人への農地集積 ・農業生産活動継続の体制整備
3集落	622,724	4,981,792			